

千葉県廃棄物処理施設設置等審議会

議 事 録

平成30年度 第1回

議題

- (1) (有)柏廃材処理センターの産業廃棄物焼却施設変更計画について

平成30年度 第1回千葉県廃棄物処理施設設置等審議会 議事録

1 日 時

平成30年7月31日（火） 午後3時から午後4時15分まで

2 場 所

千葉市民会館 第1会議室・第2会議室（千葉市中央区要町1-1）

3 出席者

審議会：7名

事務局：生駒次長、森環境対策監

廃棄物指導課：岩崎課長、安藤副課長、江利角室長、庄山主幹、高野主幹、
玉沢主査、小林副主査、石井副主査、葉山副主査、
金子副主査、石丸技師、奥技師

環境政策課：茶谷主査

東葛飾地域振興事務所：深谷副主幹、菅野技師

4 議 事

(1) (有)柏廃材処理センターの産業廃棄物焼却施設変更計画について

5 議事要旨

(1) (有)柏廃材処理センターの産業廃棄物焼却施設変更計画について

事業者から変更計画の概要について、資料に基づき説明があり、各委員から意見が出された。

本件の審査は継続となった。

委員 最近の苦情の件数を確認したが、過去から比べると、年々、減少していることで承知した。

直近の排ガス中のダイオキシン類濃度について、今回の生活環境影響調査報告書の対象としなかったことから確認した。柏廃材の焼却施設の規模の1ngはクリアしていることを承知した。

吐出速度の設定について、現状の2.1が定格値であり、変更後が3.4.7で正しいのか。

事業者 その通りです。

委員 了解した。3.4.7というと火力発電所並みの吐出速度になるので、煙突設計上、強度的な部分はくれぐれも注意してほしい。

下端値について、ある燃焼試験結果が使われている。この数値を使われるということは、ちょっと排ガス量的には少な目で、汚染物質の総排出量は、排出ガス量が

落ちる分、汚染物質の排出量は減る。そのあと濃度的なもので相殺されている。有効煙突高が低い分、安全側に濃度が高めに評価しているという意味で承知した。

実測平均値が、かなり定格値より低い、が、燃焼試験値とは違う。どの様な実測値なのか教えてほしい。

許可上限値というのは、初回アセス時は定格値でやっていると聞いている。一応、生活環境影響調査書の予測で使われた数字が対外的に出していい濃度だという認識で、今回、この値を使っても基準以下で良いと思う。が、この許可上限値をいつでも出していいと言うわけではないと認識してほしい。

事業者 排ガス諸元の各濃度はどの様な試験だったかと言うところではありますが、千葉県が実施した柏廃材の燃焼状態を確認するという意味で、平成24年5月、9月、10月、平成26年の2月まで計14回やったものです。通常時の値であることを千葉県が確認された調査だと思えます。

委員 意見の中で1番目の苦情の有無、次のダイオキシンの測定結果、3番目の吐出速度の整合性について承知したということによろしいか。

委員 承知した。

委員 4番目の通常下端値については、ここのところは何か質問等あるか。

委員 そこに関しては燃焼試験という結果を、なぜ予測に使うのかという疑問はあるが、一般条件、影響考慮時とかの条件設定の中で、排出ガスが少ない量のときの値を上限として使いたいというコンサル、事業者の考えかもしれないが、最終的な濃度評価に逆転するようなことが無いのでよろしいかと。

委員 事業者、今の点について何か意見があるか。

事業者 特にありません。

委員 5番目、実測平均値を実際を使用した際、これはどうか。

委員 これは燃焼試験というのが、かなり少ない負荷、排ガス量のかなり少ない時の値でやったということであろうが、実測データというものが、別の排ガス条件測定でこれはどういうものかと。今説明を聞いて、平成24年頃から14回かに分けて測定した結果で、通常の焼却状態に近いという話なので、これは良いかと。

ただ、かなり定格値に対してかなり低い値なので驚いている。

委員 6番目については。

委員 これは、許可上限値ということを知っていなかったが、アセスであまり使われない数値だが、影響考慮時にこの値を使うことによって、着地濃度が少なめになるようなことはなく計算されている、という意味では良い。ただ、一回目のアセスでは定格値で予測しているので、それが最大値だと住民の方々は受け止めるので、いつでも許可上限値まで出していい訳ではないということは言い添えておきたいと思う。

委員 許可上限値というのは、最大限の条件。どちらかと言えば最悪条件と考えてよいか。

委員 申請書の中に、そういった記入をするところがあると今回初めて聞いたのだが、

塩化水素でいうと103が180程度になっている。相当大的な値になるが、法規制上は問題ない。なぜそのような値を申請時に設定するのか、恐らく焼却するものによっては、定格値から濃度が上がってしまうことを防ぎきれないと言うことで設定しているのではないかと思う。ただ、それがいつでもあるようでは困るので。

委員 予測評価は定格値でやっているのですか。

委員 初回は定格値である。

委員 今回は。

委員 定格値もあるし、上限値でやっている場合もある。

委員 上限値で特に問題が無ければよいと。

委員 ただ、塩化水素だけ最後に気が付いた。

委員 事業者、塩化水素濃度が高いとあるが、これについては見解等あるか。

委員 報告書に実測平均値が15.7、それに対して許可上限値が186であると。これは事業者から聞いたが、上限値で操業してしまうと、気象条件によっては、近くの建屋のダウンドラフトによっては0.02を超えてしまう結果となった。事業者からは、ここまでは基本的に出ることは無いと伺っているが、186でこうなると言うことが分かったので、事業者に対してはさらなる保全対策として、実測平均値の15.7と言う値を考慮していただき、あまり高い数値が出ないように操業するようお願いしたところである。

委員 対象となったダウンドラフトを引き起こす建物が初めの操業時には無かったということだが、だから当初、建物によるダウンドラフトの予測はしなかったということだと思う。敷地の外にある建物であるか。

事業者 対象地域は赤枠で囲ったところであるので、敷地の外であります。

委員 結局、隣に建物ができたため、当時は検討していなかったダウンドラフトの問題が発生していたと言う話だと思う。

委員 この点については評価のところの影響の回避で評価していただけるか。上限値を上回らないのは当然であろうが、施設の維持管理のところを注意してやって頂く。よろしいか。

事業者 もちろん、従前から許可上限値はデットラインだと思って運転し、絶対に到達しないように通常運転稼働しており、今後も続けていきたいと思っています。

委員 しっかり維持管理するように。

委員 今の排ガスの塩化水素濃度に関連しての質問だが、入口排ガス条件、出口排ガス条件とあり、排ガスの塩化水素濃度は燃焼して380ppm。出口の方が127となっていて、これはかなり高い。この出口は処理する前であるか。

最後、大気中に出てくるのは、こちらの平均が実測平均15.7ppm、許可上限値が186ppm。これで言えば127ppmであれば許可上限値より下ですけど。その前の517ppmは設計かもしれないが、実際には15.7ppmで正しいのか。実測平均値は平均なので、15.7前後で20ppmとか。場合によっては一桁。127と言った値は出ていないということであるか。

事業者 設置許可申請のときに、バグフィルター自体の能力を示す書類で、最大これくらい入っても、法の基準中に入るくらいまでは落とすことができるという資料であります。

委員 分かった。これは15.7ppmが実測の平均だから間違いないか。ダイオキシンみたいに年何回ではなく、常に塩化水素をモニタリングしているのか。

事業者 はい。

委員 了解した。塩化水素を除去するものは消石灰、活性炭で除去していることであるか。そこについて塩化水素は事業場の外に出してそれを別途処理すると。

事業者 活性炭、消石灰で反応したものをバグフィルターで捕集して、ばいじんとして他社業者に排出しています。

委員 分かった。

委員 吐出速度ですが、回答書に煙突測定口における調査結果オルザット法、実測結果があり、煙源をしぼりますと、燃焼条件、通常運転時の吐出速度が一番低いもので11.4m/s。これは煙源をしぼると30m/sになる。30m/sを超えると煙突の笛吹状態が起こる。

排出速度としては30m/s以下に落とすようにしなければいけないので、その点を検討するように。だいたい25m/sから30m/s以内の間で、この設計だと全部30m/sを超えて音が出る可能性がある。

それから、高速型シャッターは何分位で開閉されるのか。

事業者 元々、トラック側は町中にあるような通常のシャッターを付けていました。現在の高速型シャッターは重さで落下するような勢いで閉まりますが、時間までは測っていません。落下レベルで閉まると思います。

委員 そうしたら、かなり早いのか。

事業者 はい。落下レベルで閉まると思います。

委員 分かった。

委員 騒音と振動の評価について今回は検討していないということだが、資料をもらっていないので審議ができない。

実測をぜひ行ってデータをつけてほしい。

事業者 今回変更しない点については、前回時のものを添付しています。前回、審議会のときに振動について基礎の構造まで説明したと思いますので、資料を確認します。

委員 次回資料を提示の上、説明してほしい。

委員 煙突を高く変更するということだが、形状の変更についての話だが、質的的にはどの位の変更になるのか。重量が増えること、高さが増すことによって、地震時における安全性、風荷重を受けた際の問題が懸念される。この点について間違いなく許容値に入っていることを確認しているのか。

事業者 煙突のメーカーと協議をして、単純な強度だけでいいと4のところまでは大丈夫とのことでありましたが、安全面を含めて3mということにしました。

委員 どの部分に一つ安全性を考えて、4ではなく3、3と言うのは何をもって、例え

ば強度的な観点からすると、何の問題がないから3 mにしたということなのか。

事業者 メーカーとの話の中で、限界とか持たないという数値を示してもらい、もちろん高ければ高い方がいいわけではありませんが、安全面というところから少し下げました。ただ、いくつ減らしてという根拠となる資料は持ち合わせていません。

委員 次回、煙突が安全かどうかコメントをもらい報告してもらおうことにする。

委員 意見書の中の高速シャッターが開いたままに対して、はっきりとした答えをもらっていない。せっかく高速シャッターをつけても閉めなければ全く意味がない。

このシャッターの運用記録というものはあるのか。この場で閉めた閉めないの水掛け論をしても仕方がないので、このシャッターの運用記録を示していただきたい。

事業者 現在、シャッター開閉の測定記録は添付していません。車の出入りのときに開け閉めするので、車の出入りの段階で、今日は何回開けたということはカウントできますが、何秒間開いているかは記録していません。

委員 記録する意思はないのか。

事業者 運用として、今現在、内部のマニュアル等で、車の出入り時のみ開け閉めする、必要不可欠の時以外は開いていないと認識しています。

委員 具体的に記録がないのだから、運用状況について、次回、示してほしい。

弁護士 付き添いの代理人の弁護士である。今の点については、事業者の見解と、意見書指摘の見解が食い違っていると認識している。できる限り運用の記録をエビデンスとして出せるような工夫をしていきたいと考えている。

委員 (意見書は)確かに定量的ではなく、はっきりしない。例えばドライブレコーダーを活用して証拠を示すことも可能である。実際の運転手は何分から何分までと言っても嘘だと言われたらしょうがない。例えばそういう事をされたらどうか、というコメントである。

(事業者退席)

委員 公害調停ではいったい何をしていたのか分からないので、こちらも何か問題があったのではと思ってしまう。その情報は頂けないか。

事務局 次回、資料を示す。基本的には柏廃材からの排ガス、VOCの漏洩が周辺住民の健康被害に繋がっている、その原因裁定を求める内容であった。

それについては、直接の因果関係は認められていない結論となっているが、付帯意見と言う形で苦情の原因となっている一因ではないとは言えないので、県行政の指導をうけて改善に努めることが望ましいと言う意見が付されており、それについては次回示す。